

特集
2

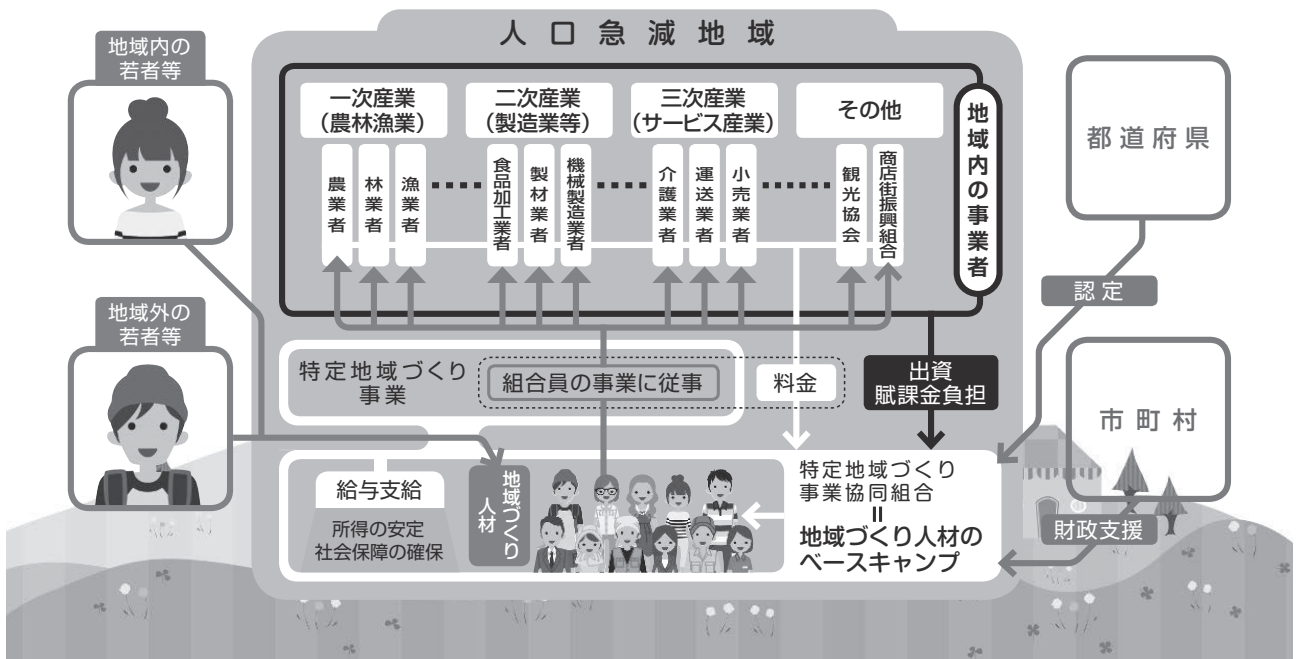
特定地域づくり事業協同組合制度のご紹介

日本の総人口は、平成27年の国勢調査で初めて減少に転じて以降、減少傾向が続き、今後もこの人口減少は加速する見通しとなっています。特に地方の人口は農山漁村を中心に急激に減少しており、これらの地域においては、地域の担い手不足が極めて深刻な課題となっています。

このような中、地域人口の急減に直面している地域において、地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備を図ることを目的とし、令和2年6月4日に地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(人口急減地域特定地域づくり推進法)が施行されました。

特定地域づくり事業協同組合とは？

地域全体で複数の事業者の仕事を組み合わせることで、年間を通じた仕事を創出し、地域事業者が協同して職員を通年で雇用した上でそれぞれの地域事業者に派遣する制度です。本制度を活用することで、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場を作り出し、地域内外の若者等を呼び込むことができるようになりますとともに、地域事業者の事業の維持・拡大を推進することができます。



特定地域づくり事業協同組合をつくるには？

- ① 事前準備(事業者・市町村・関係事業者団体間の相談・調整)
- ② 事業計画(案)の作成
- ③ 一連の手続きの関係機関への事前相談
- ④ 事業協同組合の設立認可手続(都道府県・都道府県中小企業団体中央会)
- ⑤ 特定地域づくり事業協同組合の認定手続(都道府県)
- ⑥ 労働者派遣事業の届出(都道府県労働局)
- ⑦ 特定地域づくり事業開始



〈お問合せ先〉

事業協同組合設立について → 山形県中小企業団体中央会 TEL023-647-0360

特定地域づくり事業協同組合制度全般について → 総務省自治行政局地域振興室 TEL03-5253-5534

制度を活用したいと思ったら → お住まいの市町村へ